

森 久 志	金 28 億 1000 万円
中 塚 誠	金 1 億 1000 万円
遊 佐 厚	金 2 億 5000 万円
降 籬 廣 行	金 2 億 5000 万円
寺 田 昌 章	金 5 億円
長 崎 達 夫	金 5 億円
大久保 雅 治	金 5 億円
柳 澤 一 向	金 5 億円
森 嶋 治 人	金 5 億円
高 山 修 一	金 5 億円
塚 谷 隆 志	金 5 億円
藤 田 力 也	金 2 億 5000 万円
千 葉 昌 信	金 2 億 5000 万円
林 純 一	金 2 億 5000 万円
川 又 洋 伸	金 2 億 5000 万円

(注1) 上記の各請求金額に対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金も併せて請求しております。

(注2) 各責任原因ごとに、上記の各請求金額は責任ありとされた上記の各現旧取締役の間で連帯債務となりますので、当社が上記の各現旧取締役から支払を受けられる金額の合計は、金 36 億 1000 万円（およびこれに対する遅延損害金）が上限となります。

今後の訴訟の経過につきましては、必要に応じて適時適切に開示してまいります。なお、現時点におきましては、本訴訟が当社の平成 24 年 3 月期の業績予想に与える影響は不明であります。今後の訴訟の進展に伴い業績予想への影響が明らかとなった場合には、速やかに開示いたします。

3 今後の当社の対応について

当社は、平成 23 年 12 月 7 日付適時開示「第三者委員会の調査報告書を踏まえた当社の対応について」において、取締役責任調査委員会によって責任ありと判断された取締役は、個人としての見解や裁判上の主張には関係なく、当社の業務執行に支障をきたさないようにした上で役職を退くこととお知らせしておりますが、今般、当社が、取締役責任調査委員会の調査報告書の内容に従って、現取締役に対して、損害賠償請求訴訟（責任追及等の訴え）を提起するに至ったことを受け、責任ありと判断され提訴されるに至った現取締役は、当社の業務執行に支障をきたさないよう、業務の引継ぎを完了させた上で、平成 24 年 3 月から 4 月を目処に開催する予定の臨時株主総会終了時をもって、全員取締役を辞任する予定であります。

以 上